

(PDF 版・5の3)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／3 聖書』「二十節 教会の中での権威——二 言葉のもとでの権威」

(文責・豊田忠義)

「二十節 教会の中での権威——二 言葉のもとでの権威」(316-355頁)

啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」としての第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した(聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準・基準とした)ところの、**第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義(Credo)に関して、「われわれは、……今日……の〔現存する〕教会と〔それぞれの時代における、その時代と現実に強いられた差異性のある〕当時のあのところでの教会の間に、共通の信仰、信仰告白〔および教義Credo〕の一致が、すなわち特定の範囲の教会に対して与えられた、聖書によって証しされている啓示を認識することができる洞察、換言すれば特定の教会的な〔〈客観的な〉]理解の定式的表現と宣言を前提とする**。このような訳で、第三の形態の神の言葉である**教会の〈客観的〉な信仰告白および教義(Credo)は、「教会的な信仰告白として、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」〔区別を包括した同一性〕において客観的に存在している「聖書の下に身を置いたそれである**」。したがって、それは、「**先ず第一義的に優位に立つ原理・規準・標準としてのイエス・キリストと共に、「教会に宣教を義務づけている」教会の宣教における原理・規準・標準としての聖書に身を置いたそれである**。したがってまた、それは、「**聖書の自由な力と支配**」に基づいた**それであるから、それは、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」としての第二の形態の神の言葉である聖書とは違って、第三の形態の神の言葉である「教会的な権威〔人間的な権威〕、〔〈客観的な〉]教会的な信仰告白および教義(Credo)、教会の選択および決断の原理、規準、法廷、審判者、支配者としての〔「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している第二の形態の神の言葉である〕聖書とは違って、直接的な啓示に基づいて語っていない**」のであり、それ故に「**啓示源泉となることはできない**」のである。

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での「**存在的なラチオ性**」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身

を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の「**教会会議**」は、「**聖霊の現臨および助けを信じる信仰の中においても、『新しい信仰箇条を造る力』を持っていない**」、
『**なぜならば、信仰箇条は、地上での〔全く人間的な〕教会会議において、新しい天的な霊の鼓吹によって生じて来るものではなく、天から聖霊を通して公に与えられ明らかにされなければならないからである……〔換言すれば、「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの決断によるイエス・キリストにおける客観的な「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」を前提条件とした第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して公に与えられ明らかにされなければならないからである}』。〔したがって、全く人間的な教会の〕**教会会議は、『新奇な信仰箇条に反対して、古い信仰を告白し弁護すべきである**〔すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した先行する古い信仰を告白し弁護すべきである}』（ルター）。バルトは、『説教の本質と実際』で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会における「説教者は、説教として語る」時、聖霊や聖霊の言葉を説教者（ただの人間）の決定事項にしてはならないのであって、それ故に説教者は、「聖霊が（あるいは別の霊であっても）言葉を吹きこむこととか、あるいは一つの構想を持っていることなどあてにしてはならない」のであり、それ故にまた「説教は語ることであるが、……一語一語準備し書き記しておいたものことである〔換言すれば、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、一語一語準備し書き記しておいたものことである}」と述べている。このような訳で、「**ニカイア会議は、〈キリストの神性〉についての信仰箇条を、『あたかもそれがそれ以前に教会の中に存在しなかったかのように、新しく考え出したとか、新しく建てたのではない』。むしろはじめから啓示されていたこの真理が**〔「聖書の中で証しされている啓示」のこの真理が〕、**ただ、あの時代の必要に応じて、換言すればアリウスの異端に相對して、教会会議を通して弁護され・確認され・宣言されただけである**」。したがって、われわれは、キリストにあつての神としての神を、一般的啓示、一般的真理、「存在の類比」、教義学的な合理主義に依拠し依存する自然神学の段階において、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階において、「歴史の中での神あ**

るいは自然のなかでの神等々の間接的な啓示に基づいて語ることはできない」。したがってまた、われわれは、「教義学的な合理主義を明確に否定して」、キリストにあつての特別啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比・信仰の類比・関係の類比）、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、その中の客観的な「存在的なラチオ性」としての啓示の主観的可能性として客観的存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書（預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）の中で証されている「イエス・キリストを告白する」。聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的〉な「公の信仰告白が問題であるところでは特別……ソノ中ニハ聖書ソノモノノ真理以外ハ何モ見出サレナイコト、人間ノ様々ナ意見ヲ組ミ合ワセタモノデハナク、聖書ノ正シイ規準ニ合ワセテ熱心ニ尋ネ求メラレタモノガ見出サレルトイウコト……によく注意せよ（カルヴァン）」。

そのような訳で、聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的〉な信仰告白および教義（Credo）は、「聖書を解き明かす。それは聖書を注解し、適用する。それであるから教会の信仰告白は注釈である」、この時「ワレワレハ、マタ確カニ厳密ニハ、タダ聖書ノ言葉ダケカラ迷信的ニ組ミ合ワサレ、ツナギ合ワサレテイルヨウナ信仰告白ヲ受ケ入レナイ（カルヴァン）」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的〉な「信仰告白は、原則的に、自分自身の言葉で、自分が属している時代の言葉で、つまりその時代において通用している用語を用いて、語らなければならない〔すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、自分自身の言葉で、自分が属している時代の言葉で、つまりその時代において通用している用語を用いて、語らなければならない〕」。しかし、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的〉な信仰告白および教義（Credo）は、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している「聖書の注釈以上のものであることはできない」、それは、聖書と「等置し、同一視する」ことはできない、それは、「聖書と同等の権威を持つものではない」、それは、「啓示源泉となることはできない」。このような訳で、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りは、その思惟と語りにおける「原理、規準、法廷、審判者、支配者である聖書の自由な力と支配に身を置くものである」。したがって、バルトは、『バルトとの対話』で、「われわれが哲学的用語をつかうという事実にもかかわらず、神学は哲学的試み

が終わるところから始まる」し、神学も理性的な知的営為ではあるが、「神学は方法論的には、ほかの学問のもとで何も学ぶことはない」と述べている。「人間ノ、アルイハ教会ノ解釈ハ、タダ教會的ナモノデアリ、決シテ神的ナ、基準的ナ權威デハナイ。ナゼンラバ、ソレハ直接神ゴ自身ニヨッテ口授サレタモノデハナク、人間ノ熟慮ト協議ニヨッテナサレ、伝エラレテキタモノダカラデアル。ソレラノ熟慮ヤ協議ニツイテハ、……アルモノハ聖ナルコトヲ理解シ、説明スルヨリ多クノ賜物ヲ持ッテオリ、アルモノハヨリ少ナイ賜物シカ持ッテイナイ。ソレデアルカラ、教会ガナス聖書ノ解釈、ソレ故マタ教会ノ信仰告白、ソレゾレノ信仰ノ説明、同様ニマタ教理問答書、信心深イ各人ノ書イタモノ、取り扱ッタモノ……ハ、タダ単ニ一般的ニ吟味サレ、承認サレ、受け入レラルダケデナク、ソレガ聖書ト……一致スルトイウ条件ノモトデ、ソノ限り、承認サレ、受け入レラレルベキデアル（ポラヌス）」。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第三の形態の神の言葉である「教会の〔「キリスト教に固有な」＜客観的な＞〕信仰告白」においては、「聖書こそが、教会自身と世に向かって語らなければならない神の啓示についての教会の洞察と認識の源泉である」。この時、「教会自身と世に向かって自分の信仰について弁明して行くものは、教会であって、決して個人そのもの、あるいは個人を積み上げたものではない」。バルトは、『カール・バルト教会教義学 和解論 I / 1』で、「個々の人間による和解の主体的実現という問題は、絶対に欠くことの出来ない問題ではあるが、イエス・キリストにおいて客観的に起った和解の主体的実現は、まず第一に教団において、イエス・キリストの聖霊の業として遂行される〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて遂行される、それ故にそれぞれの時代において、その時代と現実とに強いられた

「キリスト教に固有な」類として、「キリスト教に固有な」教会の世代的成果として遂行される〕」と述べている。例えば、現存するキリスト教の現在的問題、現存するキリスト教の信仰・神学・教会の宣教における思想の問題は、聖書を媒介・反復する自らの立場において、自然神学の段階の問題、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階の問題を明確に提起するという点にあるから、すなわち自然神学の段階、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階を根本的包括的に原理的に止揚し克服するという点にあるから、現存する教会は、聖書を媒介・反復して、すなわちローマ書3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の属格を、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主観的属格（「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）として理解する「まことの信仰告白を付け加えなければならない」のである。そこにおいてしか、フォイエルバッハやマルクスやハイデッガーによる客観的な正当性と妥当性をもった根本的包括的な原理的なキリスト教（まさに、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階にある共同宗教としてのキリスト教）に対する「批判」や「揶揄」を、

客観的な正当性と妥当性とをもって根本的包括的に原理的に止揚し超えて行くことはできない。したがって、教会の<客観的な>信仰告白および教義 (Credo) は、恣意的独断的な「特殊な関心事に基づいた、それではない」。「ドイツ福音主義教会の告白会議におけるバルメン宣言の結びにある神のみ言葉は永遠に保つなり、以上のような諸真理を承認し、以上のような誤謬を斥けるという言葉」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における聖書を媒介・反復して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性という「普遍的共通的な」共同性 (バルメン宣言における評価すべき点である、自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教を超えて行く共同性) の時間累積を目指すことを、「ドイツ福音主義教会の不可欠な神学的基礎とするということ」を宣言したものである。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した純粋な教えとしてのキリストの「福音が純粋ニ教エラレ、聖礼典が正シク執行サレルということがなされないままに」、「礼拝改革とか、キリスト教教育とか、教会と国家および社会との関係とか、国際間の教會的な相互理解というような領域で、何か真剣なことを企て遂行してゆくことができる」と考える」ことを宣言したのではない。

人は、「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、「普遍的共通的な教會性を持つ教会の〔<客観的な>〕信仰告白」は、「ひとつの、普遍的な教会のために語り〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」のために語り〕、またひとつの、普遍的な教会に向かって語るということを、靈的に理解することができ〔すなわち、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて理解することができ〕、靈的に理解することがゆるされるだけである」。第三の形態の神の言葉である**教会の<客観的>な信仰告白および教義 (Credo) に対して、「正当な**〔「普遍的共通的な教會性を持つ教会の<客観的>な信仰告白」の〕**資格を与える最後のな、決定的な法的根拠**〔原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕は、全く人間的な『**教会会議**』あるいは『**公会議**』ではなくて、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している〕**聖書だけである**。「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復し、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいた「靈的な教會性の中でこそ、古代教会のある教会会議の決議は〔先行する〕まことの信仰告白であった」。まさ

に教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語り、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の態度〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」。そこで**教会の<客観的>な信仰告白は**、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復して、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「**神への愛**」とそのような「**神への愛**」を根拠とした「**神の賛美**」としての「**隣人愛**」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請）という**連関と循環における、教会自身と世に対する、「教会内での、また教会外に対する伝道**を意味している」。「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した先行する「昔から伝えられた信仰」に連帯しそれを媒介・反復した「宗教改革の信仰告白もまた」、「霊的な教会性の中でなされた古代教会のある教会会議の決議がまことの信仰告白であったように」、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」を目指す「まことの信仰告白であった」。このような仕方、「われわれの時代においても、われわれ」は、その時代と現実**に強いられて**、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続したところで、教会の<客観的な>「まことの信仰告白を付け加えることができる」。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復したニカイア会議における「キリストの神性についての信仰箇条」は、「普遍的共通的な教会の<客観的な>信仰告白として」、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいて、「あの時代の必要に応じて〔あの時代と現実**に強いられて**〕、換言すれば、アリウスの異端に相對して、弁護され、確認され、宣言されたように」、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同の教会」共同性としての「**教会に与えられ、贈られた洞察である**」。したがって、「**教會的な<客観的な>信仰告白**」は、第三の形態の神の言葉である**教会が「その内容を、考え出したのではなく**」、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在している「聖書の中でだけ、それ故に聖霊の賜物として〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」に「信仰の出来事」に基づいて〕、見出したということ……と関連している」。したがってまた、「**信仰告白することは良いことであると考え、信仰告白したいと望むからとって、人は信仰告白することができるわけではない**」。それぞれの時

代において、その時代と現実**に強いられて**「信仰告白せざるを得ない時にだけ」、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて「信仰告白することができる」。したがってまた、「理論的あるいは実践的な性質の神学作業……そのものだけでは、決して教会的な信仰告白を生み出すことはできない」。しかし、**それぞれの時代において、その時代や現実**に強いられた**第三の形態の神の言葉である教会の「教会的な信仰告白が実際に発生する時には、その形成のために、〔教会の一つのひとつの補助的機能としての〕教義学的作業は不可欠なものであり、その教義学的作業が真剣になされる時には、**最後的には常に**〔神の言葉の三形態〕の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した「普遍的共通的な」〈客観的な〉教会的な信仰告白でなければならない**」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的〉な「**教会的な信仰告白**」は、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた、客観的な「**存在的なラチオ性**」——すなわち、啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」としての「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して行く「**教会的な出来事である**」、第三の形態の神の言葉である「**教会が**〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している〕**聖書と出会う出会いの……出来事である**」。したがって、自由な内面の無限性をもって、自由な自己意識・理性・思惟の類的機能をもって、知力・感性力・悟性力・想像力・意志力等をもって、「**人が**〔第三の形態の神の言葉である〕**教会の中で**〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している〕**聖書の真理を取るというよりも、〔先ず以て〕ただ**〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している〕**聖書の真理が、その聖書の真理を自分に**〔**困窮する教会**〕に〕**与えさせることができるだけである時**、「**そのようなわけで教会がこの真理を見出したというよりも、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している〕この真理が**〔向こう側から、向こう側の真実として〕**教会を見出した……ただその時にだけ、教会的な信仰告白が出来事となって起こる**」。イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」としての、普遍的共通的な客観的な「**教会的な信仰告白の意味での『われ信ず』**」を、「**教会は、すべてのそのほかの可能性が尽きてしまった時、人が万策尽きて、そのほかに何も語ることができず、**」「**ただまさに『われ信ず』だけを語る時に、はじめて語るのである**〔すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復して『われ信ず』だけを語る時に、はじめて語る

のである]」。このような訳で、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した、「普遍的共通的な」＜客観的な＞「教会的な信仰告白は、確かに釈義に基づいているとしても、それはどうしても聖書研究以上のものである」、「信仰告白を形成し、宣言するところのもの、そのものは〔普遍的共通的な〕＜客観的な＞」教会的な教義である……」。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（Credo）は、それが、「神の言葉と一致しているとして自分の立場にするのかどうかの決断を要求するのである」。したがってまた、それは、「ローマ・カトリックの教義がそのことをしているように、自ら啓示であるという主張、啓示源泉であるという主張を決してしないし、そうした主張を否定し拒否するのである」、啓示と教会とを「等置し同一視する」主張を決してしないし、そういう主張を否定し拒否するのである。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（Credo）は、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性としての「普遍的共通的な」＜客観的な＞「教会的な教義〔人間的な教義〕および教会的な権威〔人間的な教育的権威〕として基礎づけられている」のであり、それ故にそれは、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性の＜起源＞と＜対象＞の神的権威の威厳および有効妥当性によって制限されたそれである〔具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において客観的に存在し現存している聖書の神的権威の威厳および有効妥当性によって制限されたそれである〕。「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第三の形態の神の言葉である「教会に対して、……特定の広がりの中で与えられた洞察における信仰告白の主張、表現の衝動と勇気と責任性とは、このことなのであり」、それ故にそれは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に基礎づけられた、終末論的限界の下でのその途上性における、それぞれの時代、それぞれの世紀における、それぞれの空間的地域的な「教会の有限な場所」における、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」の役割を担った教会の一部を出自とする」ところの、「キリスト教に固有な」世代的成果（類）、「キリスト教に固有な」類の拡がり、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化、「キリスト教に固有な」類の時間累積、「キリスト教に固有な」歴史性を構成する。

さて、「教会の信仰告白の広がり」は、それぞれに違った空間的地域的「地理的」差異において、「使徒信条の中でまとめられ、正確に述べられるようになった普遍的なキ

リスト教の信仰告白の原形は、先ず、ローマ教会のまわりに集まった……ヨーロッパの西方で語られた」し、「それから、三位一体論的神信仰を表現しているニカイアおよびニカイア・コンスタンティノポリス信条の中で、またこれらの信条の上に打ち立てられたエペソおよびカルケドンのキリスト論的定式の中で、われわれは逆に主要な事柄においては……東方の判決と関わる」し、「(教会がそこでアウグスティヌスの提題と取り組んだ……) 第二オランジュ会議 (529年)」には、「再び西方の信仰告白の特徴が見出される」し、「宗教改革の時の信仰告白は、……地域的に分けられ、それぞれ異なった色合いを呈しつつ……ヨーロッパ的北方の信仰の告知である」し、「それからトリエント総会議の決議は (またその西方的な、イタリアの多数派をもったヴァチカン総会議の決議も)、……ヨーロッパ的南方の信仰の告知である」し、「最後に〔地域〕アフリカおよび〔地域〕アジアの伝道地区において、独立した意識を持つようになった教会のそれが存在する」し、「また、地域アメリカにおいては、アメリカ的なキリスト教と教会のあり方が、独自ノ形成物へと発展していった」というところに見出すことができる。このような訳で、「古代教会および宗教改革の中で発生した信仰告白全体は、自ら、広ク世界的ニミテ、ヨーロッパ的な事柄となってしまった」。したがって、非ヨーロッパあるいは反ヨーロッパにおいては、「それらの信仰告白は……ヨーロッパ的な事柄でしかないというように受け取られるようになった」。

しかし、「教会の信仰告白の広がり」は、一方で、「時間的な性格」を、「普遍的共通的な」<客観的な>「キリスト教に固有な」世代的成果 (類) の時間累積、「キリスト教に固有な」歴史性を構成している。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義 (Credo) は、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指した普遍性共通性、客観性を持っている。「アウクスブルク信仰告白も、和協信条も、宗教改革的な信仰告白も」、「現代における……文書、バルメンのあの『神学的宣言』〔バルトによれば、そのバルメン宣言の評価すべき<良き面>は、大学神学者の佐藤司郎の主張するように外皮的皮相的形式的なエキュメニズムにはないのであって、あくまでも「自然神学の問題と対決した出来事の初めての記録であった」という点にある〕や現在のドイツ福音主義教会における宗教改革的理解の正しい受けとめ方についての宣言も、それ自身……新しい信仰告白であると欲していなかったのであるが、それらが」、あくまでも「神の言葉の三形態」の関係と構造 (秩序性) に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復して先行する「古い信仰を事実、新しく告白した限りにおいては、新しい信仰告白であったのである」。ここに、「新しい信仰告白が持っている特別な威厳〔人間的な教育的威厳〕がある」。このようにして、「使徒信条の傍らにニカイア信条が、ニカイア信条の傍らにニカイア・コンスタンティノポリス信条が、これらのものの傍らにエペソ

およびカルケドン信条が、付け加わったのである。そのようにして宗教改革の教会は、〔先行する〕古代教会の信仰告白を振り返り見、それらをはっきりと言葉に出して繰り返すことによって、信仰告白したのである。このようにして、「われわれの時代に、〔先行する〕宗教改革の信仰告白を振り返り見つ、またそれを明らかに説明し、確認しつつ、信仰告白がなされたのである」。このような訳で、「新しい信仰告白は、結局……ただ〔先行する〕古い信仰告白を新しく正確に述べることでしかなかったのであり、そこでは常に」、「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復した先行する「古い信仰告白が……力を奮ったのである」、「キリスト教に固有な」教会の信仰告白の時間性においては、「普遍的共通的な」〈客観的な〉「教会の信仰告白が相互に条件づけ合っている」のである。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の信仰告白は、それぞれの時代、それぞれの地域において、その地域、その時代と現実に強いられた「ある特定の対立と戦いの中で発してきたことが確かである限り」、教会の〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）は、「常に前史〔先行する諸形態〕……を持っている」。すなわち、それは、「それまでなされてきた普遍的共通的な信仰の告白が、それであるから聖書のこれまでなされてきた注釈と適用と信仰の一致が違った仕方を受け取られ、……教えられるようになったために」、「そこで改めてもう一度」、「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復してイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すという仕方における「対立と戦いの前史〔先行する諸形態〕を持っている」。したがって、それは、その「信仰告白が教理問答の形を持っている時でも」、主観的な恣意的独断的な「ただ単に何か一つの意見であろうとしているのではなく」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復した「真理の教説、教會的な一致の表現であることを欲している」。したがってまた、それは、「表むき聖書の解釈」のそれ、「表むき聖書からでてきた……教え」のそれ——すなわち、「四世紀の信仰告白の契機を形成したアリウス主義および半アリウス主義〔表向き「使徒信条を引合に出した」〕」のそれ、「宗教改革の信仰告白の対話相手〔カトリック主義の陣営も表向き「古代のすべての偉大な会議を引合に出した」〕」のそれ、1933年における『ドイツキリスト者』の教義〔表向き「宗教改革的な信仰告白を引合に出した」〕のそれ、「これまでの信仰の一致を除去し、別なものを

って置きかえようとした十八世紀および十九世紀の自由主義における教会の思想方向」のそれとの「対立と戦いのただ中でのそれである限り」、「一般向きの聖書神学の、教義学の顔ではなく」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復したイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同の教会」共同性を「決断する教会の顔を持っている」。このような訳で、教会の信仰告白は、曖昧さの中で「調停されるべき事柄ではないのである」。「個々のものの自由な心の信仰が問題なのではなく」、「教会自身と世に向かって証しされ、告知知らされて行かなければならない教会の信仰……が問題である〔すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復した、それぞれの時代における、その時代と現実に強いられた、第三の形態の神の言葉である教会の「キリスト教に固有な」類の信仰が問題であるが問題である〕」、「そのようなわけで信仰告白の中で言葉になって告知知らされているものは、〔「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復して〕既に出来事となって起こっており、繰り返し出来事となって起こる教會的な礼拝〔神奉仕〕と教会生活全体である」。このような訳で、「**教会の信仰告白の内容的な性格**」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復したイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性の構成にあるのである、「反対の教説に対して、そこで発生した論争の裁き手〔原理・規準・法廷・審判者・支配者〕としての聖書に、身に向けて聞く」という点にあるのである。この時、その「信仰告白の起草者たちは、聖書によって自分たちが、反対の教説を主張する彼らの対話相手とは別の仕方、別な方向で、拘束されているのを見るのである」。すなわち、「**信仰告白の起草者たち**」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復して、「自分が聞いたと考えるところの聖書の判決を選択し告白の決断をし表現するのである」。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である「**教会の積極的に提示されている聖書解釈および教説としての〔客観的な〕教會的な信仰告白の内容となった教えの決断の意味と意図**」は、曖昧な「調停」・折衷・混合にあるのではな

くて、また「対立する双方に真理があるというような俗説」や党派的多元主義や党派の共生主義にあるのではなくて、「然りか否かの決断にある」のであって、「対立と争いの契機であり、対立と争いを強いる」「反対の教説に対して、明確な否が語られるということ」、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す「教会的な一致の表現の側から」、「その反対の教説が非教会的であると……拒否するということにある」。したがって、このような「教会的な決断」は、「和協信条の始まりの言葉」、「ワレラハ信ジ、告白シ、教エル」（公開する、宣べ伝える）のそれであって、「聖書を通して拘束され、神、教会、世の前でなされる責任の然りである」。したがってまた、「ローマ・カトリックの信条用語の……モシ誰カガソノヨウニ語ルナラバ、……ソノモノハ排斥サレルということ」、また「宗教改革的な信仰告白の中の定式的な言い方のコレト違ッタ仕方デ教エルモノヲワレラハ非難シ、拒否シ、排撃シ、断罪スルということ」——この「ソノモノ、教エルモノ」は、その「反対の教えを持ってキリスト教信仰の教えを述べているという主張をかかげるな」、その「反対の教えを、ただキリスト教信仰とは縁のない教説として代表することができるだけであることをはっきりと認識し自覚せよというように読み替える必要がある」。このような訳で、1934年のバルメン宣言は、『「……という誤った教えを、われわれは斥ける』と述べた」のである。したがって、そのような「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞「信仰告白の然り」は、「否を包括し止揚した然り」である。すなわち、それは、曖昧な調停・折衷・混合とは違って、「内容的な区別と対立を包括し止揚した一致であり」（「キリスト教に固有な」世代的成果、類であり）、その「キリスト教に固有な」類の時間累積、「キリスト教に固有な」歴史性を構成する。「もしも然りが否を含んでいないとすれば、それは信仰告白の然りではないであろう」。まさに徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシヤ語原典「イエス・キリストの信仰」（すなわち、「イエス・キリスト＜が＞信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものである「イエス・キリストを信じる信仰の中でこそ、まさに聖書の注釈の中でこそ、まさに以前の信仰の一致の……文書の理解においてこそ、一致した道を目指すことをしないところの、表向き全教会一致的な立場、超信仰告白的な立場」は、「無信仰告白的な思惟と判断の立場に過ぎないものである」。バルトは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において客観的に存在し現存している聖書を媒介・反復して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すことを「決断することの方に、教会的

な愛の業を見出している〔純粹な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請を見出している〕、またそのことは、同時に「反対者の代表者に対して、今新しく、正確な形で表現されるようになった信仰の一致へ復帰するようにとの招きを意味している」。したがって、「十九世紀のルター主義の中で好んで提唱された理論が、ルター派の信仰告白を、ローマ・カトリック教会の立場および改革派教会の立場のそれぞれ相対的に混乱した立場の有機的な中心〔調停・折衷・混合の中心〕として表示した時」、あるいは「英国の教会が自分の立場こそカトリック主義とプロテスタント主義の有機的な中心〔調停・折衷・混合の中心〕であると自称している時」、それらは、「表向き全教会一致的な立場、超信仰告白的な立場」、それ故に「無信仰告白的な思惟と判断の立場に過ぎないものである」。その時には、彼らは、「対立する双方に真理があるというような俗説」を信仰しており、「自らの立場において、両者を包括し止揚しなければならないという……〔信仰・神学・教会の宣教における〕思想的な問題」を認識し自覚していないのであるから、それ故に「信仰告白は互いに広い範囲わたって反対し合い、限界づけ合っている」のであるから、彼らは、その「事実……を直視しなければならない」、認識し自覚しなければならない。

第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会における「人間の無力さという教会的な事情の中で、もしも人が自分自身の聖書解釈と教説の、それ故に信仰告白の、真剣さと責任性を自覚しているならば」、人は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて「教会の主ご自身がその教会の中で一致を（われわれが主に対する忠実さもってしても、回復させることができない一致を）、回復して下さるようという祈りへと向かう」。したがって、結局は党派思想にしか過ぎない党派的多元主義、党派的共生主義においては、外皮の皮相的形式的な調停・折衷・混合としかならないのである。したがってまた、吉本隆明が述べているように、「対立する双方に真理があるというような俗説が、世界史的に流布され、流通している中で、自らの立場において、両者を包括し止揚しなければならないということが思想的な問題である」。「教会の信仰告白は、残念ながら普通、……少なくとも何人かの子供たちが既に溺れてしまった後、教会の大いなる荒廃が既に事実となって起こった後、泉をふさごうとする試み……でしかないのである」、すなわち時間的な遅延性を持っている。第三の形態の神の言葉である教会においては、歴史的に、「ほとんどの場合、大きな謬説が広がっていくのが黙認され」、長い間「人はそれらに対する反駁を……ほとんどいつも個人に任せておいたのである」。教会の信仰告白は、その「人間性に限定して考えるならば」、「場所的、時間的、内容的な制限性を持っている」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の「すべての信仰告白が限界づけられているならば、信仰告白の権威〔人間的な教育的権威〕は一体どこに

ある」のか？ 「もしも人が教会を支配する力としての神の言葉と神の意志を、それと共にそれに対する服従の可能性を、意味深い考察の系列から抹殺してしまおうと思わなければ、もしも人がむしろ、神の言葉と意志こそが教会史の出来事の本来的な主体であるという点で意見が一致しているならば、もしも人が神の言葉と意志を、教会の主を、信じているならば」、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での客観的な「存在的なラチオ性」——すなわち、啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」としての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在し現存している聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求めることを「上から〔神から〕」命じられ・要求され・要請されて、それ故に「下から〔人間の側から〕」その神の命令・要求・要請を、具体的には聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において果たして行く「教会的な信仰告白の特別な人間性」は、その「告白者に対して措定されたすべての限界づけにもかかわらず、繰り返し出来事となって起こった率直さ、責任を果たす喜び、確信と愛から成り立っている」。第三の形態の神の言葉である「教会に向かって語りかけた〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している〕聖書が、あのところ、このところで、あの当時、またその後の時代に、このもの、あのものに対してその都度、その特定の量の霊と信仰を与え、恵み、しかし同時にまた裁き、自由な正しい、よき神の意志にしたがって光を、しかしまた闇を広げたがゆえに、教会の中で繰り返し信仰告白がなされなければならなかった」。このような訳で、「上から、神の言葉と意志の支配する力からして、〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて〕語られるべきことこそが、ここで語られなければならない最後のこと、決定的なことである」。したがって、「神の言葉と意志の支配する力」が、「信仰告白をなすその人間性を裁き暴露する限界づけの中でこそ〔その裁きと恵みの中でこそ〕、教会的な信仰告白は権威〔人間的な教育的権威〕を持つことができる」。したがってまた、その「告白者の特別な人間性が権威を基礎づけるのではない」。この意味において、第三の形態の神の言葉である教会の「普遍的共通的な」〈客観的な〉「教会的な信仰告白」は、「キリスト教に固有な〈信仰的な〉文書〔それぞれの時代における、その時代と現実に強いられた「キリスト教に固有な」世代的成果、類〕であると共に、〈歴史的な〉文書である」。したがって、それは、「権威〔人間的な教育的権威〕に味方して語ることもできるし、「権威〔人間的な教育的権威〕に反対して語ることもできる」。第三の形態の神の言

葉である「教会的な信仰告白」は、その現にあるがままの「人間性〔「頑な」、「不服従」、「盲目」、「誤謬」、「虚偽」、「慢心」〕に限界づけられつつも、その権威〔人間的な教育的権威〕に味方して語る時、「罪を赦す恵みの中で頑な、不服従、盲目、誤謬、虚偽、慢心は裁かれ」、その裁きと恵みの中での教会の「信仰告白は、教会に対して、教会の中で、聖書……を通して働く神の言葉の支配の光の中で見られ、この光の中で聞かれ、吟味されたそれである」。

「教会の信仰告白」は、「共通的な協議と決議に基づいて発生した定式および宣言である」が、「その発生とその存続の事情」は、次のように言うことができる。

第三の形態の神の言葉である教会の「**教会的な信仰告白の主体**」は、「**多数の教会である**」。「**教会の信仰告白**」は、「**教会の名において、教会に対して語られるべきそれである**」。したがって、それは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した「教会の肢である成員のうちの多くが、それに対して責任を持ち、その内容に関する協議と決議に、少なくとも精神的に協力した教会共同性としての教会性をもっていなければならない」。したがってまた、「**教会的な信仰告白の最初の発議者および起草者たちは、常に、自分たちの企ての教会性を単に証明しようとしただけでなく、……できうる限り多くの意識的で、断固たる共同の告白者を得て、その出来事全体に対してできる限り正規な、手の行き届いた姿を造り出そうと努めることによって、その教会性を現実確保しようとしたのである**」。「そのようなわけで、……アウクスブルク信仰告白」は、直接起草作業に従事しなかった「ザクセンの諸教会およびその土地の説教者のうち圧倒的に大多数の者の名において」、「ワレラノ諸教会ハ、一致シテ、カク教エル……でもって記述をはじめている」、「一五三四年のバーゼル信仰告白の発生事情も同様に、実際にはオスワルド・ミコニウスによって書かれたが、表題は『バーゼルの教会が保持するわれらの聖なるキリスト教信仰の告白』となっているこの信仰告白書は（二年後にファレルおよびカルヴァンによって起草されたジュネーブ信仰告白と同様）集まったバーゼル市民によって公に誓約された」、「一五五九年のフランス信条も、カルヴァンの作としてではなくフランス王国ニオケル改革派教会ノ信仰告白として、また一五六三年のハイデルベルク教理問答はウルジヌスおよびオレヴィアヌスの作としてではなく、『ファルツ侯国の教会および学校において教えられているキリスト教の教え』として、また後には、より多く、そのほかの改革派教会の心からの賛同に基づいて、教会的信仰告白の性格を得た……。それらは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した「キリスト教に固有な」類（その時代と現実に強いられた世代的成果）を構成している、またそれらは、「キリスト教に固有な」類の時間累積、歴史性を獲得して行く。

そのような「ほとんどすべての教会的な信仰告白の決議が成立するにいたった過程」は、「何らかの仕方で問題的であったし、論難の余地のあるものであった」が、「**教会的な信仰告白の権威**〔人間的な教育的権威〕にとって**標準的なこと**」は、「信仰告白の宣言に直接先行して神学的議論がなされた際のその水準や内容にあるのではない」、また「手続き上の法的な正しさや人間的な『端正さ』にあるのでもない」。すなわち、それは、「**最終的には、全くただ、〔原理、〕規準、法廷、審判者**〔、支配者、標準、基準〕**としての聖書による確認と裁き**〔「聖書の判断と聖霊の証言」〕**を通した聖書の解釈としての内容にある**」のである、すなわち「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）連帯し連続して、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した「キリスト教に固有な」類としてのその水準の獲得にある。また、「**教会的な信仰告白が存続していく際の様式**」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した「キリスト教に固有な類〔それぞれの時代における、その時代と現実に強いられた世代的成果〕の内容を宣言し、公にし、知らせて行く、しかもできる限り広く普遍的に知らせて行く歴史性〔類の時間累積〕にあるのである」。すべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためには、その福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）が必要であることからして、「**全教会が全教会に向かって語る言葉としての信仰告白の本質から、信仰告白は、〔教会自身と世に対して〕公開性を要求するのである**」。このことからして、イエス・キリストにおける「『神われらと共に』という言葉」、**「キリスト教使信の中心」**は、教会共同性・教団共同性のような「狭い共同体からその事実をまだ知らぬすべての他の人々、広い共同体に向かっての運動において」、その現にあるがままの不信、非キリスト者、非キリスト教、非知、個体的自己としての全人間・全世界・全人類に対して完全に開かれているのである（『カール・バルト教会教義学 和解論 I /』）。

さて、「**1555年のアウクスブルク信仰告白は、和協信条の序文によれば、公ニキリスト教ノ教理ヲ告白スルスベテノ人ニ対シテ地ノ全域ニワタツテ広メラレ、到ル所デ評判ニナリ、スベテノ者ノ口ニボリ話題トナリ始メタのである**」が、一方で、それは、「全くただ、冷静に見て、ルター派信者たちに対して**皇帝および国家によって保証された外的な存在権利の徴であったのであり、それ故によく理解せよ、それは、国家の自余の部分に福音主義を伝えていくことを、……断念したことの徴であると共に、彼らの信仰告白の伝道的な性格を、断念したことの徴でもあった**」。したがって、バルトは、『バルト自伝』で、「私は、福音宣教から独立し、それと接触しない、『自己決定の権利』を国家に与えている、いまわしいルター派の教説をこれまで決して承認しようとはしなかった。（中略）私の神学的思惟は、神の主権と、キリスト教の使信全体の終末論的性格と、キ

リスト教会の唯一の課題としての純粋な福音の宣教の強調に中心があり〔「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において客観的に存在している聖書を媒介・反復した純粋な教えとしてのキリストの福音の宣教の強調に中心があり〕、またそれにこれまで中心をおいてきた」と述べている。